

確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針

弊社は、確定拠出年金制度における運用関連運営管理機関として「確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供」に関する業務を行う際、確定拠出年金法・金融商品の販売等に関する法律・その他各種法令等を遵守するとともに、以下の通り「確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針」を定めます。

1. 弊社は、加入者の知識、経験、資産の状況および投資目的等に照らし、専門的知見をもって適切な金融商品の選定・提示致します
2. 弊社は、加入者自身の判断でお取引いただけるように、その判断材料となる確定拠出年金制度の内容や商品内容およびリスクなど重要な事項を十分理解していただけるよう情報の提供に努めます。
3. 弊社は、不確実な事項について断定的な判断、または確実であると誤解されるおそれのある情報を提供したり、重要事項等について事実と異なる情報を提供することがないよう、加入者の誤解を招かない説明を行います。
4. 弊社は、法令・諸規則を遵守し、公正・中立な立場で加入者本位のサービスを提供します。
5. 弊社は、加入者に対して適切な業務が行えるよう、役職員の知識の習得、および社内研修等の体制整備に努めます。

以上